

事務連絡
令和元年6月19日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業については、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について」（平成29年8月24日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、適切な対応や周知をお願いしてきたところです。

厚生労働省から外部業者に委託して実施している医業等に係るウェブサイトの調査・監視業務については、委託業者の変更により、問い合わせ先等の変更がありますが、昨年度と同様に、委託業者が「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）等に抵触する内容を発見した場合、医療機関等に対して医療広告ガイドライン等の周知（別添1）を行いますので、管下の関係団体、医療機関等への周知をお願いいたします。また、委託業者が医療機関等に対して周知を行っても改善対応が確認できなかった場合、委託業者から都道府県等に情報提供（別添2）がなされますので、情報提供された内容を確認のうえ、必要があると判断された場合には、適切な指導をお願いいたします。

（参考）

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ

<http://iryokukoku-patroll.com>

以上

2019年x月x日

〇〇クリニック 殿

貴医療機関のウェブサイトに関する注意喚起について

厚生労働省医政局総務課

平素より厚生労働行政の推進についてご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当省は「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」において、医療機関のウェブサイト等の適正化に向けて監視を行っております。

このたび、貴医療機関のウェブサイトについて、当省より示している「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に抵触する内容が発見されたことから、医療広告ガイドラインを周知するために本状を送付することといたしました。

つきましては、本状の内容についてご確認の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本状到達後1か月を目途として改善状況の確認を実施いたします。改善が認められない場合については、違反の状況を勘案して都道府県等に対する情報提供を実施することがあることを予めご了承ください。

ご不明の点がありましたら、下記の問い合わせ先までメールにてご連絡をいただきますようお願いいたします。

| | |
|---------------------|---|
| 医療機関の名称 | 〇〇クリニック |
| 所在地 | 〒160-0021 東京都新宿区・・・ |
| 電話番号 | 03-5155-・・・ |
| 当該事案の最終確認日 | 2019年x月x日 |
| 医療広告ガイドラインに抵触している内容 | 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に照らして、別紙1の内容において抵触が確認されました。（別紙1を参照のこと。） |

別紙1の内容以外についても合わせてご確認いただき、医療広告ガイドラインを踏まえたご対応をお願いいたします。

（医療広告ガイドライン及びQ&Aの掲載場所）

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療>医療法における病院等の広告規制について

【医療広告ガイドライン ダウンロード先】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000209841.pdf>

【医療広告ガイドラインに関するQ&A ダウンロード先】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000371812.pdf>

【問い合わせ先】（医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業受託者）

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 パブリックセクター
医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業担当

E-Mail : jpdtcmhlwpatrolr@tohmatu.co.jp

※ 電話・郵送での問合せは受け付けておりませんので、メールにてお願いいたします。
恐れ入りますが、ご理解の程お願いいたします。

案件番号 : xxxxxxxx